

医療法人平田クリニック

すこやかデイケア／重要事項説明書

1. 事業の名称及び所在地

- (1) 事業主体 医療法人 平田クリニック
代表者 平田 哲也
- (2) 施設名 医療法人平田クリニック すこやかデイケア
所在地 長崎県長崎市上野町1番5号
電話番号 095-845-6175
施設面積 93.30㎡

2. 事業の目的

要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

3. 運営の方針

(1) 医療法人平田クリニックが実施する通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の維持回復を図ります。

(2) 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

(3) 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供に努めます。

4. 職種、員数及び職務内容

通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

- (1) 医師 1人

医師は、通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行います。

- (2) 専従する従業員

- ①介護職員 4人
- ②理学療法士 2人

5. 営業日及び提供時間

事業所の営業日及び提供時間は次の通りです。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日をのぞく

(2) 営業時間

月曜日から金曜日：午前8時15分から午後5時

土曜日：午前8時15分から午後2時30分

(3) サービス提供時間

月曜日から金曜日：午前8時30分から午後4時

土曜日：午前8時30分から午後2時

6. 通所リハビリテーションの利用定員

通所リハビリテーションの利用定員は、1単位28人以内とします。

7. 通所リハビリテーションの内容

(1) 実施する通所リハビリテーションは次の通りです。

①1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション

②自宅と通所リハビリテーション間の送迎

③通所リハビリテーションにおける入浴介助

④通所リハビリテーションにおける短期集中的なリハビリテーション

⑤個別のリハビリテーション実施計画

⑥食事の提供

(2) 通所リハビリテーションは、医学管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(ア)を目的とし、(イ)の訓練等を行います。

(ア) 目的

①ADL(日常生活動作)の低下防止

②QOL(生活の質)の維持・向上

③寝たきり防止

④社会性の維持・向上

⑤精神状態の改善

⑥その他、利用者の状態の改善

(イ) 訓練等

①治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

②日常生活動作に関する訓練

③自助具適用・使用訓練

④運動療法

⑤物理療法

⑥歩行訓練、基本的動作訓練

8. 利用料金（令和6年度改訂）（1割負担の場合）
通所リハビリテーションの利用料金は次の通りです。

【介護予防通所リハビリテーション費】

1 単位 = 10.17 円

要支援1 2268 単位/月

要支援2 4228 単位/月

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

要支援1 24 単位/月

要支援2 48 単位/月

科学的介護推進体制加算 40 単位/月

介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)

所定単位数の4.7%/月

【通所リハビリテーション費】

1 単位 = 10.17 円

所要時間1時間以上2時間未満の場合

要介護1 369 単位/日

要介護2 398 単位/日

要介護3 429 単位/日

要介護4 458 単位/日

要介護5 491 単位/日

所要時間2時間以上3時間未満の場合

要介護1 383 単位/日

要介護2 439 単位/日

要介護3 498 単位/日

要介護4 555 単位/日

要介護5 612 単位/日

所要時間3時間以上4時間未満の場合

要介護1 486 単位/日

要介護2 565 単位/日

要介護3 643 単位/日

要介護4 743 単位/日

要介護5 842 単位/日

所要時間4時間以上5時間未満の場合

要介護1 553 単位/日

要介護2 642 単位/日

要介護3 730単位/日
要介護4 844単位/日
要介護5 957単位/日

所要時間5時間以上6時間未満の場合

要介護1 622単位/日
要介護2 738単位/日
要介護3 852単位/日
要介護4 987単位/日
要介護5 1120単位/日

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1 715単位/日
要介護2 850単位/日
要介護3 981単位/日
要介護4 1137単位/日
要介護5 1290単位/日

所要時間7時間以上8時間未満の場合

要介護1 762単位/日
要介護2 903単位/日
要介護3 1046単位/日
要介護4 1215単位/日
要介護5 1379単位/日

リハビリテーションマネジメント加算イ

6月以内 560単位/月
6月以降 240単位/月

リハビリテーションマネジメント加算ロ

6月以内 593単位/月
6月以降 273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明

270単位/月

短期集中個別リハビリ実施加算 110単位/日

送迎を行わない場合(減算) -47単位/片道

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリ
テーションを行う場合(減算) -94単位/日

入浴介助加算I 40単位/日

リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満 12単位/回

4時間以上5時間未満	16単位/回
5時間以上6時間未満	20単位/回
6時間以上7時間未満	24単位/回
7時間以上	28単位/回
科学的介護推進体制加算	40単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
所定単位数の4・7%/月	
退院時共同指導加算	600単位/回

介護保険の適用がある場合は、所得に応じて料金表のサービス費の1割、2割、または3割が利用者負担となります。

介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

要支援者で入浴介助を希望される場合は実費負担。(500円)

区分変更等で介護保険で利用ができなくなった分は、保険外の料金で利用ができます。利用者負担1割の場合、要支援1は750円、要支援2は1100円です。(介護保険負担割合額に応じた割合となります。)

保険外にかかる費用は次の通りです。

食費 590円

おむつ代(1枚) 100円

※基本的には使用するおむつは自宅から持参してください。

その他、日常生活でかかる費用の実費

9. 通常の事業の実施範囲

長崎市北部中心

10. 非常災害対策

消防法施工規則第3条に規定する消防計画の火災に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者は事業所管理者を充て、火元責任者には予め指名した介護職員を充てます。

(2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。

(3) 非常災害設備点検は契約保守業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立ち会います。

(4) 非常災害設備は常に有効に保持するように努めます。

(5) 災害の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に努めます。

(6) 防火管理者は従業員に対して、防火教育・防火訓練を実施します。

- ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
- ・要介護者を含めた総合訓練 年1回以上
- ・非常災害設備の使用方法的徹底 随時

(7) その他の災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. デイケア利用時のリスク

利用者が快適な生活を過ごされるように、安全な環境作りに努めていますが、利用者の身体状況や認知症状、疾患等による様々な原因により、危険性（リスク）が伴うことを充分にご理解ください。具体的には別紙の「デイケアご利用時のリスク説明」に記載しています。

12. 緊急時の対応

通所リハビリテーション利用時に、要介護者の症状に急変が生じた場合、主介護者（家族等）、主治医、居宅支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を行います。

13. 事故発生時の対応

サービスを提供している時に事故が発生した場合は、市町村、要介護者の家族、居宅介護支援事業所などに連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

14. 苦情相談の内容

要介護者からの相談、苦情に対する窓口を設置するとともに、第三者委員を置き、要介護者からの苦情等に対して迅速に対応します。

施設が提供する苦情、相談窓口

TEL 095-845-6175

FAX 095-849-6271

担当者 鎌田優子 最終責任者 平田哲也

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てが出来ます。

長崎県運営適正化委員会（社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会）

長崎県長崎市茂里町3番24号

TEL 095-842-6410

長崎県国民健康保険団体連合会（介護保険の苦情）

長崎県長崎市今博多町8番2号 国保会館内

TEL 095-826-1599 長崎市介護保険課でも介護サービスに係わる苦情、相談を常時電話又は窓口で受け付けています。

TEL 095-829-1163

15、ハラスメント

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16、業務継続計画の施策等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17、衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18、虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

②事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

③当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止責任者・担当者：管理者 平田哲也

19. 身体の拘束等

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由について記録を行います。

20. その他の事項

(1) 金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とします。

(2) 別紙にて「デイケア室での約束ごと」を記載していますので、ご理解、ご協力いただき快適にお過ごしください。

(3) お休みなど本デイケアへの連絡は、平田クリニック（病院）でなく、直接下記の電話番号へしてください。（午前8時以降・デイケア直通）

070-1946-5214

この重要事項説明書は、令和6年6月1日から施行します。

(別紙・添付資料)

1. 「デイケアご利用時のリスク説明」
2. 「デイケア室での約束ごと」